

7 福薬業発第 3 1 2 号
令和 7 年 1 1 月 2 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、保険薬剤師の登録手続きについて、国家資格等システムを活用したデジタル化の対象となる手続きを拡充するにあたり、保険薬剤師等の個人番号を収集する必要がある届出について、個人番号を届出事項として規定する改正が行われました。本改正は令和 8 年 2 月 2 4 日に施行される予定です。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 318 号
令和 7 年 11 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布については、令和 7 年 2 月 21 日付け日薬業発第 447 号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり、保険薬剤師の登録に係る手続きについて、国家資格等システムを活用したデジタル化の対象となる手続きの拡充を行う上での保険薬剤師等の個人番号を収集する必要がある届出等について、個人番号を届出事項として規定されました。本改正は令和 8 年 2 月 24 日施行される予定です。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

(令和 7 年 11 月 18 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局あて連絡しましたので、
貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保 発 1118 第 1 号
令和 7 年 11 月 18 日

地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 114 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、令和 8 年 2 月 24 日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録に係る手続については、令和 7 年 2 月より、国家資格等情報連携・活用システムを活用した手続のデジタル化を開始したところであるが、今般、デジタル化の対象となる手続の拡充を行うため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

- 保険医等の登録に係る手続について、国家資格等システムを活用したデジタル化の対象となる手続の拡充を行う上で、保険医等の個人番号を収集する必要があることから、以下の手続について、個人番号を届出事項として規定す

る。

- ・登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出（登録省令第 15 条関係）
- ・氏名変更の届出（登録省令第 16 条第 1 項第 1 号関係）
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条第 4 号から第 6 号に該当した場合の届出（登録省令第 16 条第 1 項第 2 号関係）
- ・登録票の書換交付の申請（登録省令第 17 条関係）
- ・登録票の再交付の申請（登録省令第 18 条関係）
- ・登録の抹消の申出（登録省令第 20 条関係）

- 上記の手続について、個人番号の真正性を確保するため、氏名、住所及び生年月日を届出事項として規定する。なお、いずれも従来からの届出事項であるが、登録省令に規定することで明確化するもの。
- その他、所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 令和 8 年 2 月 24 日から施行する。